

審査意見(一次審査)への対応を記載した書類

【愛知淑徳大学】

＜教育課程審査＞

- ① 「国語科教育法Ⅰ」のシラバスについて、「書写」を取り扱っていることが判然としないため、授業計画において「書写」を取り扱っていることを明確にすること。

(対応)→	授業計画を修正し、「書写」を扱っていることを明確にした。 (p. 1)
-------	--

- ② 「理科教育法Ⅰ」のシラバスについて、「模擬授業」を取り扱っていることが判然としないため、授業計画において「模擬授業」を取り扱っていることを明確にすること。

(対応)→	授業計画を修正し、「模擬授業」を取り扱っていることを明確にした。(p. 2)
-------	--

- ③ 「教職入門」のシラバスについて、コアカリキュラム(4)を取り扱っていることが判然としないため、授業計画においてコアカリキュラム(4)を取り扱っていることを明確にすること。

(対応)→	授業計画を修正し、コアカリキュラム(4)の内容を取り扱っていることを明確にした。(p. 3)
-------	--

- ④ 「教育心理学」のシラバスについて、コアカリキュラム(1)を取り扱っていることが判然としないため、授業計画においてコアカリキュラム(1)を取り扱っていることを明確にすること。

(対応)→	授業計画を修正し、コアカリキュラム(1)の内容を取り扱っていることを明確にした。(p. 4-5)
-------	--

- ⑤ 「教育方法」のシラバスについて、コアカリキュラム(2)を取り扱っていることが判然としないため、授業計画においてコアカリキュラム(2)を取り扱っていることを明確にすること。

(対応)→	授業計画を修正し、コアカリキュラム(2)の内容を取り扱っていることを明確にした。(p. 6)
-------	--

- ⑥ 「特別支援教育論」のシラバスについて、授業計画の第9回、第10回に「知的障害」、「肢体不自由、病弱」の記載があるが、本箇所における記載の意味が判然としないため、明確になるよう記載を検討すること。

(対応)→	授業計画の第9回、第10回を修正し、明確にした。(p. 7)
-------	--------------------------------

- ⑦ 「知的障害者の教育課程及び指導法」のシラバスについて、「知的障害者の指導法」の内容が判然としないため、コアカリキュラムの内容を踏まえたうえで、授業計画等において「知的障害者の指導法」の内容を構成すること。

(対応)→	コアカリキュラムの内容を踏まえた授業計画に修正した。(p. 8)
-------	----------------------------------

- ⑧ 「肢体不自由者の教育課程及び指導法」のシラバスにおいて、肢体不自由者の指導法について自立活動の内容のみを取り扱っているため、コアカリキュラムの内容を踏まえたうえで、授業計画等において「肢体不自由者の指導法」の内容を構成すること。

(対応)→	コアカリキュラムの内容を踏まえた授業計画に修正した。(p. 9)
-------	----------------------------------

- ⑨ 「病弱者の教育課程及び指導法」のシラバスについて、「病弱者の指導法」の内容が判然としないため、コアカリキュラムの内容を踏まえたうえで、授業計画等において「病弱者の指導法」の内容を構成すること。

(対応)→	コアカリキュラムの内容を踏まえた授業計画に修正した。(p. 10)
-------	-----------------------------------

- ⑩ 「発達障害者の指導」のシラバスについて、「発達障害者の生理・病理」の内容が判然としないため、授業計画において「発達障害者の生理・病理」の内容を取り扱っていることを明確にすること。

(対応)→	授業計画を修正し、「発達障害者の生理・病理」の内容を取り扱っていることを明確にした。(p. 11)
-------	---